

所 属	健康福祉部 保健医療課		
担当(係)名	母子・特定疾患担当	内線	2546

新 在宅療養児一時預かりの支援

1 事業費	【財源内訳】	【主な使途】
4,961	国庫 4,961	負担金、補助及び交付金 4,961
(前年度 0)		

2 背景・現状

平成20年2月に、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターを指定し、三次周産期医療機関を中心とした県の周産期医療体制を構築した。

超重症児（より高度でより濃密な医学的管理を必要とする児）のNICU（新生児集中治療管理室）での長期滞在が、NICU病床の効率的な運用を妨げる一因となっているが、NICU等長期入院児は、呼吸管理や輸液管理など高機能医療を必要とする事例が多いため、保護者側からはNICU等を退院してしまうと、一時預かりや再入院できる施設を見つけることが困難になることを恐れ、在宅移行に躊躇する要因がある。

3 事業目的

在宅等に移行したNICU等長期入院児を保護者の要請に応じて、一時的に受け入れ、保護者の労力の支援を行う。

また、人工呼吸管理、栄養管理、呼吸理学療法を含むリハビリテーション、必要に応じて感染・輸液管理を行うために必要な診療機能を有し、在宅医療中の定期的医学管理を行う。

4 事業概要

地域周産期母子医療センターである「独立行政法人国立病院機構長良医療センター」に対し、日中一時支援施設に必要な経費（医師、看護師等の人件費、運営に係る材料費等）の財政的支援を行う。

(款) 4 衛生費 (項) 4 保健予防費 (目) (3) 母子保健指導費 (明細書事業名) ○母子医療対策費 日中一時支援事業補助金
